

専決処分について（令和 3 年度日立市一般会計補正予算
（第 5 号））

令和 3 年度日立市一般会計補正予算（第 5 号）について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものとする。

令和 3 年 11 月 29 日提出

日立市長 小 川 春 樹

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

令和 3 年 1 0 月 2 7 日

日立市長 小 川 春 樹

令和 3 年度 日立市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 3 年度 日立市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 74,616,063 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項
19. 繰入金	
	1. 繰入金
歳入	合計

補正前の額	補正額	計
7,985,648	9,000	7,994,648
7,985,648	9,000	7,994,648
74,607,063	9,000	74,616,063

歳出

(単位 千円)

款	項
5. 労働費	
	1. 労働諸費
歳出	合計

補正前の額	補正額	計
75,647	9,000	84,647
75,647	9,000	84,647
74,607,063	9,000	74,616,063

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 19. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	3,398,663	9,000	3,407,663
計	7,985,648	9,000	7,994,648

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	9,000	財政調整基金繰入金

歳出

(款) 5. 労働費

(項) 1. 労働諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1. 労働諸費	75,647	9,000	84,647				9,000
計	75,647	9,000	84,647				9,000

節(細節)		説明	
区分	金額		
18. 負担金、補助及び交付金	9,000	雇用安定対策事業費	9,000
		18 負担金、補助及び交付金	9,000
		02 補助	9,000
		休業支援金	9,000